



島根県報

平成18年 5 月 8 日 (月)
第 1,774 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

平成18年度第 1 次自衛官募集	(消 防 防 災 課)	1
保育士登録に係る手数料の徴収事務及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務の委託の解除	(青 少 年 家 庭 課)	2
保育士登録に係る手数料の徴収事務及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務の委託	(")	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	2
公 告		
公共測量の実施	(用 地 対 策 課)	3
教委公告		
島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施	(義 務 教 育 課)	4

告 示

島根県告示第556号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第 1 項並びに第118条の規定に基づき、平成18年度第 1 次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成18年 5 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 採用する自衛官

男性 2 等陸士・2 等海士・2 等空士 7 名(予定)

2 募集期間

平成18年 5 月 8 日(月)から平成18年 5 月23日(火)まで

3 試験期日

平成18年 5 月27日(土)

4 試験場の位置及び名称

出雲市松寄下町1142 - 1 (電話0853 (21) 1045)

陸上自衛隊出雲駐屯地

5 採用予定日

平成18年 7 月又は 8 月

6 その他

(1) 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在18歳以上27歳未満の男性

(2) 試験科目

ア 筆記試験(国語・数学・社会・作文)

- イ 口述試験
- ウ 適性検査
- エ 身体検査

(3) この試験に関する問合せは、自衛隊島根地方連絡部（松江市学園1丁目1-14 電話0852(21)0015）に連絡すること。

島根県告示第557号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号社会福祉法人日本保育協会に委託していた保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務については、平成18年3月31日限りで当該委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第2項及び第56条の2第2項の規定により告示する。

平成18年5月8日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第558号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務を平成18年4月1日から東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号社会福祉法人日本保育協会に委託したので、同令第158条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第1項の規定により告示する。

平成18年5月8日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第559号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年5月8日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 区域の名称 下都茂2
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から14号までを順次に結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
益田市美都町仙道919番1	1号及び2号
” 2582番1	3号
” 939番1	4号
” 938番1	5号から7号まで
” 923番8	8号
” 923番1	9号
” 923番2	10号

"	923番3	11号
"	920番	12号及び13号
"	919番1	14号

1 区域の名称 森里

2 土地の表示

ア 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から24号までを順次に結んだ線及び標柱1号と24号を結んだ線により囲まれた区域

イ 次に掲げる地番の土地に存する標柱25号から37号までを順次に結んだ線及び標柱25号と37号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡隠岐の島町都万森里 3307番	1号
" 都万森ノ上5389番	2号
" " 5388番1	3号
" " 5398番	4号
" " 5383番1	5号
" 都万森ノ奥5380番	6号及び7号
" " 5372番1	8号
" " 5375番	9号
" 都万森里 3328番	10号
" " 3327番	11号から13号まで
" " 3326番	14号及び15号
" " 3313番	16号から19号まで
" " 3310番2	20号及び21号
" " 3308番	22号から24号まで
" 都万森ノ奥5336番	25号
" " 5334番	26号
" 都万森里 3352番2	27号及び28号
" 都万アツソン平5332番	29号
" 都万森里 3349番	30号
" " 3356番	31号及び32号
" " 3348番2	33号
" " 3332番1	34号
" " 3334番2	35号
" " 3333番	36号
" " 3329番2	37号

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通大臣から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成18年5月8日

- 1 作業種類
公共測量（街区基準点測量及び街区点測量）
- 2 作業期間
平成18年5月1日から平成19年3月30日まで
- 3 作業地域
浜田市、出雲市、大田市、安来市

教 育 委 員 会 公 告

平成19年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成18年5月8日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

本要項に記載されている「特殊教育諸学校」という名称については、学校教育法等の一部を改正する法律案が施行された場合、改正法による名称に読み替えます。

- 1 目的
この試験は、平成19年度に島根県公立学校教員として採用する候補者を選考するために行います。
- 2 出願資格
次の(1)及び(2)に該当する者が出願できます。
 - (1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者
 - (2) 次表に定める募集種別・募集教科（科目等）の教員免許状等資格及び年齢等資格を有する者

区分	募集種別		募集人数	募集教科（科目等）	教員免許状等資格	年 齢 等 資 格
	小学校	教諭	20人程度	国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭	小学校教諭の普通免許状所有者	昭和47年4月2日以降の出生者 現に国公立の小・中・高・特殊教育諸学校の教諭（正式採用）として勤務中の者又は勤務したことのある者は、昭和37年4月2日以降の出生者
	中学校	教諭	20人程度		中学校教諭の普通免許状所有者	
	小学校	教諭	10人程度	小学校	小学校教諭の普通免許状所有者	昭和47年4月2日以降の出生者で、石見地域（大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿足郡）又は隠岐地域（隠岐郡）に限って勤務できる者
	中学校	教諭	5人程度	中学校 数学、英語、音楽、保健体育	中学校教諭の普通免許状所有者	昭和47年4月2日以降の出生者で、石見地域（大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿足郡）又は隠岐地域（隠岐郡）に限って勤務できる者

小・中学校	教 諭	5 人程度 (区分 + の内 数)	小学校	小学校教諭の普通免許状 所有者	以下の要件をすべてみたす者 昭和37年 4 月 2 日以降の出生者 現に国公立の小・中・高・ 特殊教育諸学校の教諭（正式 採用）として勤務中の者又は 勤務したことのある者で、平 成19年 3 月末現在で 1 年以上 の勤務経験を有する者 石見地域（大田市・江津市・ 浜田市・益田市・邑智郡・鹿 足郡）又は隠岐地域（隠岐 郡）に限って勤務できる者
			中学校	国語、社会、数 学、理科、英 語、音楽、美 術、保健体育、 技術、家庭	
高 等 学 校	教 諭	20人程度	国語、地理歴史、数 学、理科（生物）、 英語、芸術（音 楽）、保健体育、家 庭、農業、工業（機 械）、商業、水産 （機関）	高等学校教諭の普通免許 状所有者 「地理歴史」については 高等学校教諭の普通免許 状「社会」所有者も出願 可 「水産」については高等 学校教諭の普通免許状 「商船」所有者も出願可	昭和47年 4 月 2 日以降の出生 者 農業、工業、商業、水産の各 教科（科目等）については、 昭和37年 4 月 2 日以降の出生 者
	教 諭 （特別免 許状）		農業、工業（機 械）、商業、水産 （機関）	高等学校教諭の普通免許 状を有しない者で、志望 する教科に関する社会的 実務経験を有する者	
	助 教 諭 （臨時免 許状）		工業（機械）	高等学校教諭の普通免許 状を有しない者で、大学 （機械）の正規の課程 （教員の免許状授与の所 要資格を得させるための 大学の課程認定を受けた ものに限る）を卒業又は 平成19年 3 月末までに卒 業見込の者で、工業の関 係科目について58単位以 上を修得又は修得見込の 者	
特殊教			小学部	盲・聾・養護学校教諭の 普通免許状所有者で、か つ小学校教諭の普通免許 状所有者	昭和47年 4 月 2 日以降の出生 者 現に国公立の小・中・高・

育 諸 学 校	教 諭	13人程度	中 学 ・ 高 等 部	国語、社会・地 理歴史、数学、 理科、英語、音 楽、美術	盲・聾・養護学校教諭の 普通免許状所有者で、か つ当該教科の中学校及び 高等学校教諭の普通免許 状所有者	特殊教育諸学校の教諭（正式 採用）として勤務中の者又は 勤務したことのある者は、昭 和37年4月2日以降の出生者
特 殊 教 育 諸 学 校	教 諭	3人程度 （区分 の内数）	小 学 部		盲・聾・養護学校教諭の 普通免許状所有者で、か つ小学校教諭の普通免許 状所有者	以下の要件をすべてみたす者 昭和37年4月2日以降の出生 者 現に国公立の小・中・高・ 特殊教育諸学校の教諭（正式 採用）として勤務中の者又は 勤務したことのある者で、平 成19年3月末現在で1年以上 の勤務経験を有する者 石見地域（大田市・江津市・ 浜田市・益田市・邑智郡・鹿 足郡）に限って勤務できる者
	養護教諭	5人程度			養護教諭の普通免許状所 所有者	昭和47年4月2日以降の出生 者

備考 (1) 教員免許状等資格の「普通免許状」とは、教育職員免許法に規定する教員免許状に限ります。

(2) 平成19年3月末までに教員免許状取得見込の者も所有者とみなします。

(3) 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。この場合、上表募集種別欄の「教諭」を「任用の期限を付さない常勤講師」と読み替えます。

3 出願手続

(1) 出願期間

平成18年5月23日（火）から6月2日（金）まで

ただし、郵送の場合は、平成18年6月1日（木）までの消印のあるものに限り受け付けます。

持参の場合の受付時間は、月～金曜日の9時から17時とします。

郵送、持参いずれの場合も、別添の専用封筒を使用してください。

(2) 願書等の提出先

〒690 - 8502 松江市殿町1番地 島根県教育庁義務教育課

(3) 留意事項

㊦ 車椅子の使用や、点字による受験等を希望する場合には、願書の該当欄に 印を記入してください。後日、担当
者が連絡します。

㊦ 区分 、 、 は、勤務地域を石見地域又は隠岐地域の小学校又は中学校に限定して募集するものです。石見地
域又は隠岐地域のいずれかを出願時に指定してください。

㊦ 区分 高等学校教諭（特別免許状）の出願者については、社会的実務経験に関する書類の提出が必要です。この
ことについては、後日担当者が連絡します。

㊦ 書類不備のものは受け付けません。

(4) 提出書類

提出書類		部数
願 書	本県所定の用紙(D-1)を使用すること。(記入例はB-1~2)	1
基本データ入力票	本県所定の用紙(E-1)を使用すること。(記入例はC-1~6)	1
自己アピールシート	本県所定の用紙(F-1)を使用すること。	1
受 験 票	本県所定の用紙(G-1)を使用すること。	1
連絡用封筒	のり付(両面テープ貼付可)封筒角形2号(33.2cm×24.0cm)に410円分の切手を貼付すること。 2部(受験票送付用と第1次試験結果の通知用)とも封筒の表に、郵便番号、住所、氏名(「様」をつける)を明記すること。	2

4 選考試験

(1) 第1次試験

㊦ 期日及び会場

筆記試験等

期 日・平成18年7月22日(土)

会 場・島根県立松江北高等学校 松江市奥谷町164

・島根県立松江商業高等学校 松江市浜乃木8丁目1-1

面接試験

期 日・平成18年7月22日(土)・23日(日)・24日(月)

会 場・くにびきメッセ(島根県立産業交流会館) 松江市学園南1丁目2-1

期日、会場については、受験票送付の際に通知します。

㊧ 試験内容等

試験日 区分	7月22日(土)			7月23日(日)・24日(月)	
	筆 記			面 接	面 接
全出願者	教育公務員として必要な一般 教養や教職教養	適性検査	小論文		

携行品については、受験票送付の際に通知します。

㊨ 試験結果の通知

試験の結果については、平成18年8月11日(金)午前9時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に文書で通知します。あわせて義務教育課ホームページ(<http://www.pref.shimane.lg.jp/gimukyoku/>)に掲載します。

(2) 第2次試験

㊦ 期日及び会場

平成18年9月3日(日)~10日(日)の予定です。詳細は第1次試験結果の通知の際に連絡します。

㊧ 試験内容等

内容 区分	筆 記		適 面 性 検 査	業 業 業	実 技			
及びの小学校全受験者	小学校教諭として必要な専門的知識や教養				模 擬	授	水泳実技 音楽実技	
及びの中学校全受験者	中学校教諭として必要な各教科の専門的知識や教養						理科受験者は、理科実技 英語受験者は、英会話 音楽受験者は、音楽実技 美術受験者は、美術実技 保健体育受験者は、保健体育実技 技術受験者は、技術実技 家庭受験者は、家庭実技	
の全受験者	高等学校教諭として必要な各教科（科目）の専門的知識や教養 （理科（生物）受験者については、 理科全般及び生物の専門的知識や教養）						理科受験者は、理科実技 英語受験者は、英会話 音楽受験者は、音楽実技 保健体育受験者は、保健体育実技 家庭受験者は、家庭実技 商業受験者は、商業実技	
及びの全受験者	小学部	特殊教育諸学校教諭として必要な専門的知識や教養			業	業	水泳実技 音楽実技	
	中学・高等部	中・高等学校教諭として必要な各教科（科目）の専門的知識や教養					理科受験者は、理科実技 英語受験者は、英会話 音楽受験者は、音楽実技 美術受験者は、美術実技	
の全受験者	養護教諭として必要な専門的知識や教養		ロール プレイ ング		養護に関する実技			

(ウ) 試験結果の通知

試験の結果については、平成18年9月27日（木）午前9時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に文書で通知します。あわせて義務教育課ホームページ（<http://www.pref.shimane.lg.jp/gimukyoku/>）に掲載します。

(3) 第3次試験

㊦ 期日及び会場

平成18年10月14日（土）～16日（月）の予定です。詳細は第2次試験結果の通知の際に連絡します。

㊧ 試験内容等

区 分	内 容
全 受 験 者	面 接 ・ 模 擬 授 業 等

(4) その他

㊦ 第3次試験受験者には身体検査として、健康診断書の提出を求めます。

㊧ 第3次試験受験者には、第3次試験日までに次の書類の提出を求めます。

提 出 書 類 等		部数
教員免許状の証明書等	<p>(免許状所有者) 所有するすべての普通免許状(願書に記入したもの)の授与証明書。 なお、免許状記載の氏名に変更がある場合には、それを証明する書類を添付すること。</p> <p>(免許状取得見込者) 平成19年3月卒業予定者は、その大学の発行する免許状取得見込証明書。 通信教育受講者等は、免許取得可能であることを証明する書類(履修証明書等)。</p>	1部
学校図書館司書教諭の講習の修了証書の写し	<p><u>現に学校図書館司書教諭の資格を有する者のみ</u>、文部科学大臣が授与した修了証書の写し(コピー)。 なお、修了証書取得見込の者は、平成19年3月末までに修了証書の写しを提出すること。</p>	1部

5 第1次試験免除の取扱

- (1) 区分 又は の出願資格を有する者で、現に国公立の小・中・高・特殊教育諸学校の教諭(正式採用)として勤務中の者は、第1次試験を免除します。
- (2) 各区分の出願資格を有し、平成18年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験において、第3次試験をすべて受験した者は、第1次試験を免除します。

6 採用候補者名簿登載等

- (1) 選考試験の成績及び提出された書類等により教員採用候補者を選考し、平成19年度島根県公立学校教員採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に登載します。この場合、出願した区分と異なる区分に登載することがあります。
- (2) 採用候補者の選考にあたっては、スポーツ、芸術、学術、国際貢献等、特に優れた実績・資格等を有していることを考慮します。
- (3) 中学校教諭採用候補者の選考にあたっては、中学校の複数教科の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (4) 高等学校教諭採用候補者(英語)の選考にあたっては、「中国語」、「朝鮮語」、「韓国語」の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (5) 高等学校教諭採用候補者(家庭)の選考にあたっては、「福祉」の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (6) 特殊教育諸学校教諭採用候補者の選考にあたっては、複数の種別又は教科の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (7) 教諭採用候補者の選考にあたっては、学校図書館司書教諭の講習の修了証書を所有(平成19年3月末までに修了証書取得見込の者も所有者とみなします。)していることを考慮します。
- (8) 登載の結果については平成18年10月27日(金)午前9時に県庁前掲示板に掲示するほか、第3次試験の途中棄権者を除く全受験者に文書で通知します。あわせて、義務教育課ホームページ(<http://www.pref.shimane.lg.jp/gimukyoku/>)に掲載します。
- (9) 名簿の登載有効期間は、登載された日から平成20年4月1日までとします。
- (10) 資格要件を失った場合又は提出書類に虚偽の記載があった場合には、名簿の登載を取り消します。
- (11) 上記考慮する事項に係る免許状等を取得できなかった場合には、名簿の登載を取り消すことがあります。
- (12) 名簿に登載された区分の校種と異なる校種に配置し、当分の間勤務してもらうことがあります。
- (13) 区分 高等学校教諭(特別免許状)の採用にあたっては、教育職員検定に合格し特別免許状の授与を受ける必要があります。
- (14) 区分 高等学校助教諭(臨時免許状)の採用にあたっては、教育職員検定に合格し臨時免許状の授与を受ける必要があります。臨時免許状の有効期間(3年)内に「職業指導」等の単位を修得し、当該普通免許状を取得すれば、日

本国籍を有する者にあつては教諭に、日本国籍を有しない者にあつては任用の期限を付さない常勤講師に任用することとします。免許状取得に要する経費は自己負担とします。

- (15) 選考結果の情報提供については、名簿に登載されなかった者のうち、希望する者に対して行います。希望する場合には、願書の該当欄に 印を記入してください。提供する情報は、総合評価による区分とします。

7 そ の 他

- (1) 受験票が平成18年6月30日(金)までに届かない場合は連絡してください。
(2) この選考試験に関する問い合わせ先は次のとおりです。

島根県教育庁義務教育課 TEL (0852) 22 - 5422
島根県教育庁高校教育課 TEL (0852) 22 - 5411

- (3) 提出書類の記載事項に変更が生じた時は、速やかに文書(はがき可)で届け出てください。ただし、出願種別、教科等の変更はできません。
(4) 提出書類については、一切返却しません。

この要項に、添付してある書類は、以下のとおりです。

・選考試験願書の記入例(B-1)	・受験票(G-1)
・基本データ入力票の記入例(C-1)	・専用封筒
・願書用紙(D-1)	・受験者のみなさんへ
・基本データ入力票(E-1)	・石見・隠岐地域限定採用
・自己アピールシート(F-1)	・あなたの実績、考慮します